

## 2012くらしのサポーター通信

### 冬季の節電・省エネルギー対策について ～節電へのご協力をお願いします～

(四国経済産業局)

ハイライト:

□今月のテーマ

・冬季の節電・省エネルギー対策について

・カニなどの魚介類を勧める強引な電話勧誘・送り付け商法にご用心!!

□お知らせ

パブリックコメント

(特商法施行令)

□交流コーナー

コラム

師走～大晦日の除夜の鐘～

今冬、四国電力管内では、厳冬となることを想定した上で、瞬間的な需要変動に対応するために必要とされる予備率3%以上を確保できる見通しですが、大規模な発電所のトラブルが発生した場合、安定供給が来ない可能性が懸念されます。そこで、政府は平成24年12月3日から平成25年3月29日までの平日(12月31日及び1月2日～4日を除く)、9:00～21:00までの間、節電※へのご協力をお願いしています。

※数値目標は設定しておりません。節電をお願いする期間・時間帯において、無理のない範囲での節電をお願いします。

#### 節電メニュー(例)

##### <空調>

・重ね着などをして、室温20℃を心がける(設定温度を2℃下げた場合)。(節電効果7%)

・窓には厚手のカーテンを掛ける。(節電効果1%)

※ガス・石油ストーブ等を使用される場合には、以下の点にご注意下さい。

①窓を開けるなどして必ず換気をすること。

②洗濯物や布団などはストーブの近くには置かないこと。

##### <照明>

・不要な照明をできるだけ消す。(節電効果4%)

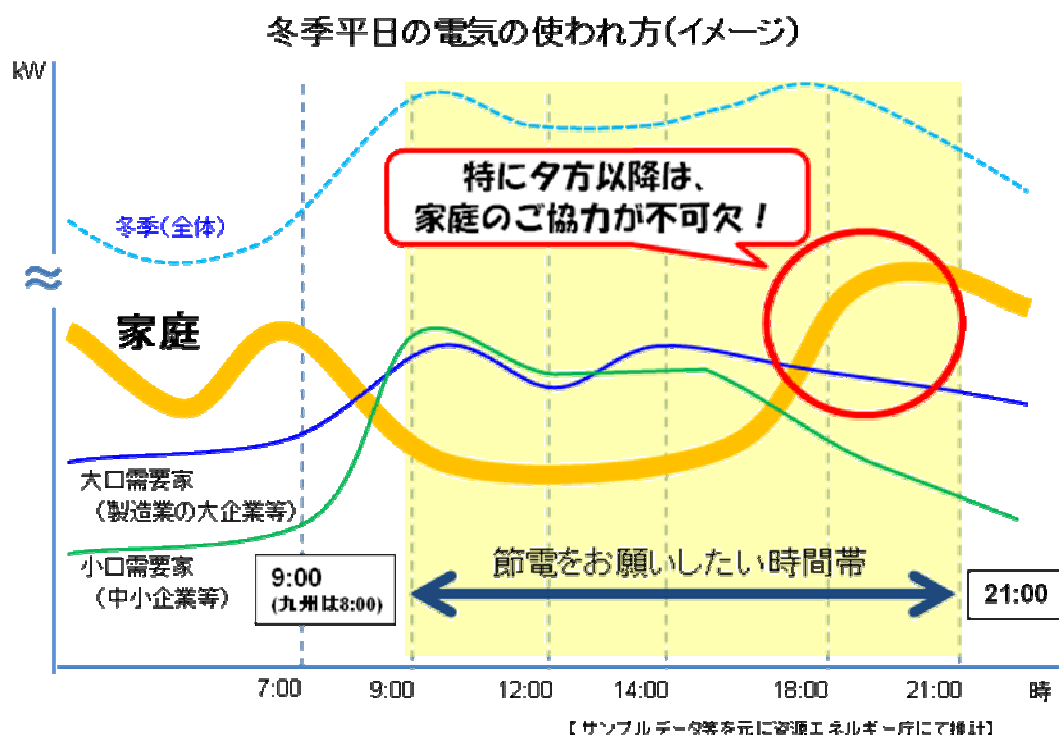
・照明器具を購入するときは、省エネ型の電球形蛍光灯やLED電灯等を選択する。



### ＜電力消費機器＞

- ・冷蔵庫は設定温度を「弱」に変え、扉を開ける時間を減らし、食品を詰め込み過ぎないようにする。（節電効果1%）
- ・テレビを省エネモードに設定し、画面の輝度を下げ、不要な時は消す。（節電効果2%）
- ・便座保温・温水の設定温度を下げ、不使用時はふたを閉める。（節電効果1%未満）
- ・本体の主電源を切る。長時間使わない機器はコンセントからプラグを抜く。（節電効果1%）

※節電効果は通常、エアコンを使用される家庭の場合を想定。



- ・節電メニュー等、節電に関する情報を掲載しています！！

「四国経済産業局」 <http://www.shikoku.meti.go.jp/>

- ・家庭・オフィスで「家庭の省エネ大事典 2012年版」を活用し、より一層の省エネを実践しましょう！！

「家庭の省エネ大事典」 <http://www.eccj.or.jp/dict/>

- ・政府の節電ポータルサイト「節電アクション」もご覧ください

「節電 . g o . j p」 <http://setsuden.go.jp/>

徳島県では、「とくしま冬のエコスタイル」を展開しています。 <http://www.pref.tokushima.jp/docs/2012110200360/>

## カニなどの魚介類を勧める強引な電話勧誘・送り付け商法にご用心！！

(消費者庁 11月28日公表)

突然、電話で「いいカニが入りました。産地直送で送ります。」などと、販売業者から勧誘を受け、断ったにもかかわらず執拗な勧誘に根負けしてカニを購入してしまった、あるいは、購入を承諾していないのにカニが自宅に届いたなどの経験はありませんか。毎年（特に、これからの時期に）、全国各地でこうした消費者被害の相談が増えています。そこで、消費者被害防止のため、カニなどの魚介類を電話で勧誘された場合や一方的に送り付けられた場合の注意点についてお知らせします。

### ～トラブルに遭わないために注意すべきポイント～

1. 名称や連絡先のわからない事業者とは取引しないこと  
名称や連絡先を告げない事業者とは取引しないという用心深さが必要です。
2. 不要なら「要りません」ときっぱり断ること  
不要なら「要りません。電話もしないでください」と毅然と断りましょう。事業者の強引な勧誘トークに巻き込まれないよう、早めに断ることが大切です。
3. カニなどの生鮮食料品もクーリング・オフできます  
一定期間（書面受領後8日間以内）は、クーリング・オフ（契約解除等）ができます。返送にかかる費用は事業者側の負担となります。
4. 一方的に送り付けられた場合は「受取拒否」を  
注文した覚えのない商品は受け取らないようにしましょう。  
※ 万が一、受け取っても、受け取ってから14日間（商品の引取りを販売業者に請求した場合は7日間）を過ぎた場合は、消費者が自由に商品を処分できます。処分しても代金を支払う必要はありません。
5. 高齢者の被害を防止するためネットワークの活用を  
高齢者が被害に遭いやすい傾向があります。高齢者被害を防止するためには、日頃からの周囲との交流や互いの気配りが不可欠です。地域のネットワークなどを上手に活用しましょう。
6. 一人で悩むよりまず相談を  
困ったときは、すぐにお近くの消費生活センターに相談しましょう。被害の未然防止や拡大防止につながります。

徳島県消費者情報センター

〒770-0851  
徳島市徳島町城内2番地1  
とくぎんトモニプラザ 5階

- ・相談電話 088-623-0110
- ・啓発受付 088-625-8285
- ・事務担当 088-623-0612
- ・ファクシミリ 088-623-0174

Email: t-shouhi@mail.pref.tokushima.lg.jp  
ホームページ  
<http://www.pref.tokushima.jp/shohi/>

交流コーナー

くらしのサポーターのみなさんの質問や情報をお待ちしています。

くらしのコラム

師走～大晦日の除夜の鐘～

40年も昔の話である。四国札所1番の霊山寺が大晦日に除夜の鐘を突かせてくれる、というので深夜の寒い中、子どもを連れて行った。子どもに思い出になればと思ったからである。

ほとんどが子ども連れや孫連れだった。時間が来るとお寺の関係者が来て、人数を10人くらいずつ数えた。簡単に鐘の突き方を説明すると鐘楼の前から一列に並ばされた。

大人あり、子どもあり、それも幼児に近い子ありである。鐘の音には強弱も間隔もずれている。最後まで居なくて108番目は誰が突いたかは知らない。住職さんだったのだろうか。

昨今のことは知らないが、懐かしく大晦日には何時も思い出す。

くらしのサポーター 三原茂雄

パブリックコメント

消費者庁が「特定商取引に関する法律施行令の一部を改正する政令（案）」についての御意見の募集を行っています。

昨今、自宅に押しかけた事業者に貴金属等を強引に買い取られるといった被害が増えるなか、新たに「訪問購入」に係る規制を盛り込む「特定商取引に関する法律の一部を改正する法律」（平成24年法律第59号）が8月に公布されました。同法の施行に向けて、法律の規制対象としない物品及び適用除外とする取引態様等を定める「特定商取引に関する法律施行令の一部を改正する政令（案）」の制定を検討しているところ、本案について広く国民の皆様から御意見を募集しています。

募集期間：平成24年12月7日（金）～平成25年1月7日（月）

<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?>

CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=235060006&Mode=0



くらしのサポーター担当者より

今年は、特定商取引法が改正されて訪問購入が7番目の規制対象になりました。また、消費者教育推進法が成立し、消費者市民社会の構築に向けてスタートしました。

しかし、依然として悪質商法による消費者被害は後を絶ちません。サポーターの皆様とともに被害防止に努めていきたいと思っています。

来年がサポーターの皆様を初め消費者にとってよりよき年でありますように！